

パートナー基本契約条項

第1条【本契約条項の適用】

株式会社WEBマーケティング総合研究所（以下、弊社という。）は、パートナー基本契約条項（以下、「本契約条項」という。）を定め、本契約条項及びパートナー種別ごとに別途定める個別パートナー契約条項を遵守することを条件として、申込をした者（以下「申込者」という）および弊社と契約が成立したパートナー（以下「パートナー」という。）に対して、本契約条項を適用します。

第2条【定義】

本契約条項および個別パートナー契約条項において、各用語は次の意味を有するものとします。

- (1) 本機能
弊社が提供するCMS機能およびパートナー専用機能
- (2) 本サービス
弊社が提供するインターネット関連サービス
- (3) 本契約
本契約条項第6条に基づき成立した契約
- (4) パートナー
弊社とパートナー契約を結んだ個人、法人およびその他の団体の事業者
- (5) 顧客
本サービスを利用する個人、法人およびその他の団体
- (6) 個別パートナー契約条項
パートナーの種別ごとに定められる個別契約条項
- (7) 個別パートナー契約
パートナーの種別により結ばれる個別契約

第3条【本契約条項の改定および適用範囲】

1. 弊社は、パートナーの承諾を得ることなく本契約条項及び個別パートナー契約条項等を随時改定することがあります。この場合、パートナーに関する契約条件等は、契約条項改定後は新契約条項を適用するものとします。
2. 前項の改定を行う場合は、その内容をパートナーにメールもしくは当社の定める方法にて通知します。
3. 本契約条項および個別パートナー契約条項は、本機能および本サービスの利用・運用に関し、パートナーと弊社との間に生ずる一切の關係に適用されるものとします。
4. 個別パートナー契約条項に本契約条項に規定されていない事項または本契約条項と異なる事項が定められている場合は、個別パートナー契約条項の事項が付加的または優先的に適用されるものとします。

第4条【申込手続】

1. 本制度の申込は本契約条項に同意の上、弊社が定める方法によって行います。
2. 弊社は、申込に関して所定の審査を行います。そのために必要な資料の提出を求めることがあります。
3. 申込・審査はパートナー種別ごとに、個別に行うこととします。

第5条 【申込の承諾】

1. 弊社は、申込内容等が次の各号の一に該当するときは、本制度への申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込の際に虚偽の届出をしたことが判明したとき
 - (2) 申込者が本契約条項の義務を怠るおそれがあると弊社が判断したとき
 - (3) 本制度の業務内容の調査、及び弊社営業の妨害を行うことを目的としている、もしくはそのおそれがあると弊社が判断したとき
 - (4) 申込者が過去に本契約条項に基づき契約解除措置を受けたことがあるとき
 - (5) 申込者が過去に弊社が提供する他のサービスにて利用契約条項違反等により、提供停止、契約解除等の措置を受けたことがあるとき
 - (6) 申込者が、申込みをした時点で弊社サービスの利用料金の支払を怠っている、または過去に支払を怠ったことがあるとき
 - (7) 申込者が、未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの手続きが成年後見人によって行われておらず、または申込みの際に法定代理人の同意を得ていなかったとき
 - (8) 申込者が、暴力団、反政府組織、その他社会通念上反社会的組織であるかその構成員、および関係者であるとき
 - (9) 弊社の業務の遂行上または技術上支障があるとき
 - (10) すべての作業を弊社に任せようとする場合、怒鳴りつけたり高圧的な態度をとったりする場合、弊社がやって当然だと一方的な要求をする場合など、良好な関係が築けず成果をあげるのは困難と弊社が判断したとき
 - (11) 前各号のほか、本契約の締結を適当でないと弊社が判断したとき
2. 契約成立後に、パートナーが前項に定める各号の一に該当することが判明した場合、弊社はパートナーに通知することなく本契約を解約することができるものとします。

第6条 【契約の成立】

1. 弊社が申込者の申込を承諾した場合は、その旨を電子メール他、弊社の定める方法により通知します。この通知日をもって本契約は成立するものとします。
2. パートナーには契約成立後、本契約条項の他、申込者が申込をしたパートナー種別に対応した個別パートナー契約条項が適用され、種別ごとの個別パートナー契約が成立するものとします。

第7条 【契約期間】

本契約は本契約成立日から1年間継続し、その後は、その時点で有効な期間の終了の30日以上前にパートナーからもしくは弊社から更新拒絶の通知がなされない限り、同一の条件で1年ごとに自動更新されるものとします。

第8条 【パートナー情報変更の届出義務】

1. パートナーは、その住所、氏名、連絡先電話番号、電子メールアドレス、弊社サービス利用料引落口座、手数料振込用口座等に変更が生じたときは、遅滞なくその変更内容を弊社に届出るものとし、弊社から請求があった場合は、その変更内容を証明する書類を提出しなければならないものとします。
2. 前項の届出を怠ったことにより、パートナーが不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負いません。また、弊社からの通知等が契約者に不到達となっても、通常到達し得るときに到達したものとみなします。

第9条 【再委託】

パートナーは、本契約の全部または一部を第三者に再委託することはできないものとします。但し、事前に弊社の書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。

第 10 条 【権利譲渡の禁止】

弊社およびパートナーは、相手方の書面による事前の承諾なくして本契約の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第 11 条 【電子メールによる応答義務】

1. パートナーは、常に弊社からの電子メールが、事前に弊社に届出た電子メールアドレスへ、確実に到達しうるようにし、弊社から依頼のあった場合、それに対して遅滞なく応答を行うこととします。
2. 弊社は、パートナーに対し、有益と思われる情報を電子メールで送信する場合があります。

第 12 条 【知的財産権等】

1. 弊社が提供する本機能および本サービスおよび弊社システムのプログラムに関する著作権等の知的財産権は、全て弊社に帰属し、パートナーは、弊社の許可のない改変等、弊社の著作権を侵害する行為は一切できません。
2. 弊社サービスに関する資料、マニュアル等一切の著作物の所有権、知的財産権等は、全て弊社に帰属します。

第 13 条 【禁止事項および管理】

1. パートナーは、本サービスもしくは本機能を利用し、著作物等のデータ（以下「コンテンツ」という）を作成・掲載するにあたっては、パートナーは、以下の行為を行ってはならないこととします。
 - (1) 第三者または弊社の財産、プライバシーを侵害する行為、もしくは侵害するおそれがある行為（著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含む）
 - (2) 第三者または弊社を差別、誹謗中傷し、あるいは第三者または弊社の名誉、信用を毀損する行為、もしくはそのおそれがある行為
 - (3) 第三者または弊社に不利益、損害を与える行為、もしくはそのおそれがある行為
 - (4) 第三者の個人情報を売買または譲受する行為、もしくはそのおそれがある行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信・表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を送信・表示する行為、その他の公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、あるいはそれを助長する行為やその他の公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
 - (6) 本機能を利用して、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律の定める性風俗特殊営業を行う、あるいは性風俗特殊営業に関する情報を第三者に対し、閲覧または発信した場合、もしくは第三者に行われた場合やその他の公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
 - (7) 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手に係る情報を送信または表示する行為。賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為。犯罪を助長し、または誘発するおそれのある情報を送信または表示する行為やその他の法令に違反する行為や犯罪的行為、もしくはそのおそれがある行為、あるいはそれを幫助する行為
 - (8) 弊社または第三者の情報を改ざん、消去する行為、あるいは事実と反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為
 - (9) 弊社または第三者になりすます行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含む）
 - (10) 本機能を通じてまたは本機能に関連してコンピューターウィルス等、有害なプログラムを使用、配布、または提供する行為
 - (11) 第三者の通信設備または弊社の通信設備などに高負荷の CGI/SSI の稼動および無権限でアクセス、またはポートスキャン、DOS 攻撃もしくは無差別に大量のメール送信（SPAM メール）等により、その利用もしくは本機能またはその他の弊社が提供するサービスの運営に支障を与える行為（与えるおそれのある行為を含む）および、それに類似する行為やその他の本機能またはその他の弊社が提供するサービスの運営を妨げる行為
 - (12) 選挙の事前運動、選挙運動（これらに類似する行為を含む）および公職選挙法に抵触する行為
 - (13) 第三者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メールまたは嫌悪感を抱く電子メール、嫌がらせメール（そのおそれのある電子メールを含む）を送信する行為。第三者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反して、架空のメールアドレス宛てに電子メールを送信する行為
 - (14) サーバ等のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
 - (15) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含む）により第三者の個人情報をいかなる手段を使っても取得するまたは、取得を試みる行為
 - (16) 第三者に対し、本機能を通じて意図させずにまたは一方的に利用可能とするサービス（いわゆるワンクリック料金請求およびそれに類する手段を含む）または悪質と思われる運営、あるいは社会的モラルの欠落した行為
 - (17) 弊社の承諾なしになされるドメインの名義変更またはドメイン名登録機関もしくはドメイン名管理機関等の移管行為
 - (18) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為

- (19) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (20) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制および当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為
 - (21) その他、弊社がパートナーとして相応しくないと判断する全ての行為
 - (22) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに本機能または提携サービスを利用する行為。その他当該法令に違反する、または違反するおそれのある行為
 - (23) 前各号の他、法令または本契約条項に違反する行為。公序良俗に違反する行為（暴力を助長し、誘発するおそれのある情報または残虐な映像を送信または表示する行為。心中の仲間を募る行為等を含む）。弊社が提供する機能、サービスの運営を妨害する行為。他のパートナーまたは第三者が主導する情報の交換または共有を妨害する行為。信用の毀損または財産権の侵害等のように弊社および弊社の提携先に不利益を与える行為
 - (24) 前各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含む）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
2. パートナーは、パートナーもしくはパートナー自身の顧客により作成されたコンテンツが前項各号に該当するものである場合には、速やかに修正または削除のための措置をとるものとします。
 3. 弊社は、パートナーもしくはパートナー自身の顧客により作成されたコンテンツに第 1 項各号に該当するものを発見した場合には、パートナーに修正・削除のための措置をとることを要求、またはパートナーの許諾を得ることなく、弊社が直接、修正・削除をすることができるものとします。
 4. パートナーは、パートナーもしくはパートナー自身の顧客により作成されたコンテンツ内容に起因して生じる一切の責任および費用について、賠償責任を負います。弊社に損害が生じた場合には、その損害につき賠償するものとします。
 5. パートナーは、パートナーとパートナー自らの顧客の間において別途契約等を定める場合には、本契約条項の内容に違反しない内容のものを定めることとします。
 6. パートナー自身の本システムの利用に関しては、弊社が別途定める「会員サービス契約条項」を準用するものとします。ただし、「会員サービス契約条項」第 9 条から第 15 条までは準用しないものとします。
 7. 前項の場合において、本契約条項と「会員サービス契約条項」の規定が、矛盾・抵触するときには、本契約条項の本質に反しない範囲で、「会員サービス契約条項」を優先的に適用するものとします。
 8. 第 6 項の場合において、「会員サービス契約条項」の債務不履行があったときには、弊社は、本契約を終了させることができるものとします。

第 14 条【管理義務】

1. 弊社は、パートナーの種別により、パートナーによるサービスを顧客に提供する場合は弊社が必要と判断する場合、ID およびこれに対応するおよびこれに対応するパスワード（仮パスワード、正式パスワード、その他 ID との組み合わせにより、個人認証を行うための記号）を発行します。
2. パートナーは、サービスの提供を受ける顧客を除き、第三者に使用させず、第三者と共有あるいは第三者に利用許諾しないと、自己の ID およびこれに対応するパスワードの使用および管理について責任を持つものとします。
3. 弊社は、パートナーおよび顧客の ID およびこれに対応するパスワードが第三者に使用されたことによってパートナーが被る損害については、パートナーの故意過失の有無にかかわらず一切責任を負わないものとします。
4. パートナーは、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに弊社に申し出るものとし、弊社もしくはパートナーがパスワードを再設定いたします。
5. パートナーは、自己および顧客の ID およびこれに対応するパスワードが、パートナーの自己の責に帰する事由により、第三者に使用されたことによって弊社または他のパートナーその他の第三者が被る損害について、責任を負うものとします。

第 15 条【運用管理】

1. 弊社は、システムの保守、点検、管理、修理を行なう場合において、本サービスもしくは本機能を停止するときには、合理的な方法および予告期間をもって、必要と判断される種類のパートナーに対し、事前通知を行うこととします。
2. 弊社は、以下の事由が生じた場合には、パートナーに対する事前の連絡をすることなく、一時的に本サービスもしくは本機能の提供を中断することができるものとします。
 - (1) 火災・停電等の不測の事態により本サービスもしくは本機能提供ができなくなった場合
 - (2) 天変地異などにより本サービスもしくは本機能提供ができなくなった場合
 - (3) 一時的なアクセス過多により本サービスもしくは本機能提供が困難になった場合
 - (4) 前各号の他、運用上または技術上、本サービスもしくは本機能提供の一時的な中断が必要であると弊社が判断した場合
3. 弊社は、本サービスもしくは本機能を提供するための設備、機器等(以下「設備」という)もしくは本サービスもしくは本機能に障害を生じ、または設備等が滅失したことを知ったときは速やかにその設備等を修理・復旧するよう対応します。
4. 弊社は、業務上必要な復旧・保守作業を目的とする場合には、パートナーに提供している本システム・本機能の管理モードにログインすることができるものとします。

第 16 条【不具合への対応】

弊社が開発する本サービスもしくは本機能のプログラムの不具合により、弊社による本サービスもしくは本機能の提供に支障をきたす場合には、弊社は速やかにこれを解決するために対応します。

第 17 条【免責】

1. 弊社の故意・重過失による債務不履行の場合を除き、弊社は、本サービスもしくは本機能の利用に起因するパートナーの損害についてその責任を負わないものとします。
2. 本サービスもしくは本機能に関して、パートナーと、顧客、または第三者との間で紛争が生じたときは、パートナーは自らの責任において紛争を解決することとします。
3. 本契約における弊社およびパートナーの責任は、本契約もしくは個別パートナー契約に基づきパートナーから弊社に支払われた利用料金金額を限度とします。
4. 弊社は、別に定める場合を除き、本サービスもしくは本機能のサーバに保存されたパートナーおよび顧客のデータ、プログラムおよびその他一切の電磁的記録(以下「データ等」という)について、その毀滅に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しないものとします。
5. 弊社は、サーバに保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これを復元するサービスを提供しないものとします。
6. 弊社は、サーバに保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これによってパートナーに生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
7. パートナーは、データ等の毀滅に備えて定期的にその複製をするように努めることとします。

第 18 条【本機能の停止等】

1. パートナーが以下の各号の一つに該当する場合、事前に何ら通知もしくは催告することなく、弊社はパートナーに対し、本機能の提供を停止またはパートナー契約を解除することができます。
 - (1) 申込時に虚偽の申告を行った場合
 - (2) 本契約条項所定の禁止行為を行った場合
 - (3) 破産、民事再生手続、会社更生等の申立手続をなし、もしくはそれらの申立をされた場合、公租公課等の滞納による処分を受けた場合、またはパートナーの振出しにかかる手形もしくは小切手が不渡りになるなど信用状態が悪化したと認められる場合
 - (4) パートナーが、制限能力者であった場合、または制限能力者となった場合で、法定代理人等による記名押印がなされた同意書または追認書の提出がない場合
 - (5) パートナーが、暴力団、反政府組織、その他社会通念上反社会的組織であるかその構成員、および関係者である場合
 - (6) 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、弊社の業務に著しい支障を来したした場合
 - (7) 利用料金その他の債務の履行を遅滞し、または支払を拒否した場合
 - (8) 郵送などによる連絡が不可能となった場合
 - (9) パートナーが、弊社が別途定める契約条項等および法令等に違反した場合
 - (10) 弊社から本契約条項の違反を是正するよう要求を受けたにもかかわらず、要求に応じない場合
 - (11) 過去に本項各号に該当したことにより、弊社との契約を解除されたことがある場合
 - (12) 前各号の他、弊社が本機能の利用者として不適当であると合理的に判断した場合

2. パートナーが第1項に該当する場合、パートナーは弊社からの通知を要することなく直ちに期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料金等、弊社に対する債務の全額を弊社の定める方法で一括して支払うものとします。
3. パートナーが本契約条項に違反し、弊社が損害を被った場合、弊社は、本機能の利用の停止または本契約条項の解除の有無にかかわらず、パートナーに対し被った損害の賠償を請求できるものとします。
4. 第1項によって本契約条項が解除されたことでパートナーに生じる損害等については、弊社は一切その責任を負わないものとします。
5. 弊社は、所定の期日に、パートナーによる利用料金の入金確認ができない場合、パートナーに対する確認・通知を行うことなく、本サービスもしくは本機能の提供を停止することができるものとします。この場合において、本サービスもしくは本機能の提供停止によりパートナーに損害が生じた場合でも、弊社は一切の責任を負わないものとします。
6. パートナーは個別契約条項に基づく利用料金の支払いを怠ったことにより、弊社から本機能の提供が停止された場合において、パートナーが本機能の停止日から30日以内に支払いを怠った利用料金の全額の支払いを行った場合、別途費用を負担することなしに、再度本機能を利用することができるものとします。但し、30日を経過した後に支払いを行った場合において、パートナーが本機能を再度利用することを希望するときは、パートナーは所定の再設定料を弊社に支払うものとします。
7. 弊社は、以下の各号に該当する場合には、弊社の合理的な判断に基づきパートナーに事前に連絡することなく、本機能の運用の全部または一部を中断・停止することができるものとします。
 - (1) 天災、事変、その他の弊社の過失に基づかない非常事態が発生したまたは発生するおそれがあり、電気通信事業法第8条に定める処置を取る場合
 - (2) 前号の法律上の要請如何に拘らず、天災、事変、その他の弊社の過失に基づかない非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合
 - (3) 弊社の過失に基づかない電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない事由が生じた場合
 - (4) 弊社の過失に基づかない電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
 - (5) 法令による規制、司法・行政命令等が適用された場合
 - (6) 前各号の他、弊社の故意または重過失に基づかず、弊社が必要やむを得ないと判断した場合
8. 弊社は、前項各号に基づき本機能の運用の全部または一部が中断・停止されたことによって生じたパートナーの損害については一切責任を負わないこととします。但し、弊社の故意または重過失に基づく損害についてはこの限りではありません。

第19条【守秘義務】

1. 弊社およびパートナーは、本サービス上知り得た相手方に関する情報を第三者に漏洩してはならないものとします。但し、相手方の書面による事前の承諾に基づく場合、法令上の義務を負う場合、または官公署からの照会による場合にはこの限りではありません。
2. パートナーは、本契約の目的を達成するために必要な限度で、パートナーの役員、従業員に対して秘密情報を開示することができますが、この場合、パートナーは当該役員、従業員に対してもパートナーと同様の守秘義務を負わせるものとし、当該役員、従業員からの情報漏洩に関する全ての責任を負うものとします。
3. パートナーは本契約が理由のいかんを問わず終了もしくは解除された場合、パートナーは、弊社から開示された一切の情報を弊社に返還し、以後一切保有しないものとします。
4. 本条の規定は、本契約の終了後においても効力が存続するものとします。

第20条【解約】

1. パートナーがパートナー契約の解約を希望する場合は、弊社の定める方法で届出をするものとします。
2. パートナーによるパートナー契約の解約の場合、当社は、既に受領した利用料金その他の金銭の払い戻し等を一切行いません。
3. パートナーによるパートナー契約の解約の場合、解約時点において発生している利用料金その他の債務の履行は、本契約条項に基づいてなされるものとします。なお、本契約条項および個別サービス契約に定めのない事項については、パートナーは、当社の請求に従うものとします。

第21条【契約終了後の処置】

1. 本契約が終了した場合には、パートナーは、弊社の指示に従い、サービスの利用を終了するものとします。
2. 本契約が終了した場合には、終了の事由を問わず、パートナーは、弊社の指示に従い、弊社サービスに関する資料、マニュアル等一切の著作物を、弊社に返還または破棄するものとします。

第22条【弊社による解約】

弊社は、パートナーが次の各号の一に該当するとき、パートナーに対し何ら催告なく本契約を解約できるものとします。

- (1) 本契約条項の条項及び個別パートナー契約条項の条項の一に違反し、本制度の提供にふさわしくないと弊社が判断したとき
- (2) 仮差押、差押、競売、破産開始、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算の申立を受けたとき、または租税滞納処分を受けたとき
- (3) 手形または小切手が不渡りとなったときその他財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (4) 解散または合併したとき
- (5) すべての作業を弊社に任せようとする場合、怒鳴りつけたり高圧的な態度をとったりする場合、弊社がやって当然だと一方的な要求をする場合など、良好な関係が築けずお互いの信頼関係が破綻し、今後の成果をあげるのには困難と弊社が判断した場合
- (6) パートナーが料金の支払を延滞し、1ヶ月以内に支払がないとき
- (7) その他、弊社がパートナーとして不適当と判断したとき

第23条【本契約の有効性および個別性】

本契約のいずれかの規定が無効または違法であっても、本契約の他の規定はそれに何ら影響を受けることなく有効とします。

第24条【準拠法】

本契約条項に関する準拠法は、日本法とします。

第25条【合意管轄】

本契約に関して生じた弊社と契約者との間の紛争については、弊社本店所在地を管轄する裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

第26条【協力義務】

本契約条項に定めのない事項について弊社とパートナーは、誠意をもって協議解決するように努力するものとします。

第27条【本契約条項の制定及び改定】

本契約条項制定日：2014年9月11日

本契約条項改定日：2015年3月26日

本契約条項改定日：2017年1月5日